

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成二十九年五月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
辻本 博司	宇陀市榛原比布七六五番地	北葛城郡広陵町大字百済五四四番一ほか四筆
辻本 博司	宇陀市榛原比布七六五番地	大和高田市大字藤森五番ほか一筆
島田 光博	高市郡明日香村大字橘三〇八番地	大和高田市大字根成柿二〇九番一
飯田 喜代視	大和郡山市上三橋町二〇一番地	大和郡山市高田町一八三番一ほか一筆
株式会社空土	奈良市水間町一二四番地の一	大和郡山市額田部北町六七番一ほか二筆

二 認可年月日

平成二十九年五月二十三日